

東アジア地域の領土領有権問題

——日中・日韓の間の緊張緩和と話し合いへの道筋——

石 黒 行 雄

I. はじめに

海洋は、国家の法律上の権利、利権、権益、安全保障にとって、そして人類の財産として、決定的に重要である。それは、海洋が国家にとっての貴重な資源の供給源であり、安全保障への脅威のベクトルであるからである¹⁾。また、海洋はグローバル化する国際商業取引において、90%以上の合法的国際取引貨物が海上輸送に依存する²⁾ 幹線交通路である。特に四囲を海に囲まれた島国日本は、輸送量ベースで輸出入の99%以上を海上輸送手段に依存する。海洋はまた、密輸業者が禁制品や不法移民を輸送するために使用する。しかし、以前は不法ではなかったそのような海上取引は、国際安全保障を脅かすものとして禁止されている³⁾。例えば、大量破壊兵器を所有する国家ではない集団へ、あるいは北朝鮮やイランのような国へ、そのような物資・資料を供給することは、安全保障理事会決議により禁止される⁴⁾。

以上のように海洋の重要性が認識されている中で、アジア地域においては、経済分野での相互依存関係が深まって来たが（表1）、今日まで棚上げにされ、先送りされて来た海洋領土問題が、海洋資源の開発や商業交通路の安全確保などに関連し、その領有権をめぐる当事国の間に強い緊張関係を生み出し、事態は武力による衝突や局地戦闘の危険を容易に生み出す不安定な情勢にまで発展してきた。そのような事態は、

決して当事国同士の利益にならないだけでなく、アジア地域の平和と経済発展、そして安全保障上からも避けなければならない。反面、このような状況の現出は、第二次世界大戦（以下第二次大戦とする）終了後60年以上の間、東アジア地域では経済分野が先行して発展した結果であり、今日に至り領土領有権問題を解決する機が熟して来たものと観ることが出来る。

この分野においては、すでに長い時間がかけられた先行研究があり、多くの卓越した報告がなされている。この研究ノートでは、限られた紙面の中で東アジア3国（中華人民共和国：以下中国、大韓民国：以下韓国、日本）が直面する2件の領土問題（尖閣諸島：中国側呼称 釣魚島、竹島：韓国側呼称 独島）を取り上げるが、これら領土問題を先達の研究とは少し異なった論じ方をするとことによって、当事国間の緊張関係の緩和と、問題解決への糸口となる当事国同士の話し合いに資する考察を述べる。その構成は、先ずII. において、この東アジアでの2つの領土問題の状況を整理し、歴史的経緯と概要、それに当事国それぞれの主張に触れる。次にIII. においては、当事国主張の根拠となる国際法について述べ、類似する過去の解決事例や仲裁による裁定について述べる。そしてIV. においては、現在の緊張関係の中で当事国同士が話し合いのテーブルにつき交渉を始めるに必要な環境作りに言及する。最後のV. のまとめでは、上記II. からVI. までの考察を基に、当事国同

表1 2011/2004年対比 世界貿易の中に於ける日中韓米4国間の輸出入実績比較

	輸出入相手国	年	全世界への輸出に於ける順位	輸出額 \$ billion	輸出国の全輸出に於けるratio	全世界よりの輸入に於ける順位	輸入金額 \$ billion	輸入国の全輸入に於けるratio
日本	中国	2011	1	161.8	19%	1	183.8	21%
		2004	2	73.917	13%	1	94.335	20%
	韓国	2011	3	66.0	8%	3	39.8	4%
		2004	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	米国	2011	2	127.8	15%	2	76.0	8%
		2004	1	128.606	22%	2	63.605	13%
中国	日本	2011	2	147.3	7%	1	194.4	11%
		2004	2	76.280	12%	1	91.788	15%
	韓国	2011	3	82.9	4%	2	161.7	9%
		2004	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	米国	2011	1	324.9	17%	3	119.2	6%
		2004	1	143.922	23%	2	43.987	7%
韓国	日本	2011	3	39.7	7%	2	68.3	14%
		2004	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	中国	2011	1	134.2	23%	1	86.4	16%
		2004	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	米国	2011	2	56.4	10%	3	44.8	8%
		2004	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
米国	日本	2011	2	66.2	4%	2	132.4	5%
		2004	1	54.400	6%	2	133.339	8%
	中国	2011	1	103.9	7%	1	417.4	18%
		2004	2	34.721	4%	1	210.526	13%
	韓国	2011	5	43.5	2%	4	58.6	2%
		2004	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

出典：Keidanren Keizai Koho Center 『Japan 2013 An International Comparison』 Int'l Trade Export & Import pp. 19-20 及び 『An International Comparison Japan 2006』 International Import/Export 2004 p. 64 より作成。

注：各国が公表する貿易統計を基にしており、非ドル建ての場合の為替レートの違い、保険料などが含まれるかどうかなどの価格評価の違い、政治的な操作など国ごとの統計方法の違いにより、A国が公表する輸出データとB国が公表する輸入データが異なった数字となる。また、上記順位比較では、地域共同体（EU）及び国家連合（ASEAN）を外す。

士が話し合いに入るための道筋について述べる。

II. 尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）ケース

第二次大戦後日本が抱えて来た領土問題のうち、米軍により信託統治されていた南西諸島（小笠原諸島と沖縄）の返還は、沖縄返還協定⁵⁾により、1972年までに実現した。日本にとって

残る領土問題は、第二次大戦終了以来ロシア（旧ソ連）が占有を続けている“択捉、国後、歯舞諸島、色丹”の北方領土問題と、未解決のままとなっている尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）の2つのケースである（表2）。竹島（独島）は、1954年以来韓国が実効支配を続けていることに対し日本側が抗議を繰り返し、尖閣諸島（釣魚島）は日本の実効支配に対し、中国が40年

表2 東アジアの領土問題

紛争箇所（島嶼）	当事国・地域	現在の実行支配
尖閣諸島（中国・台湾側呼称：釣魚島・魚釣台 約6.3km ² ）：魚釣島と北小島・南小島、その他岩礁を含むグループ及び久場島（黄尾嶼）と大正島（赤尾嶼）	日本・中国/台湾	日本
竹島（韓国側呼称：独島 約0.23km ² ）：東西2つの島と数十の岩礁	日本・韓国	韓国

出典：領土帰属の国際法 現代国際法行書 東信堂1998年 189-206頁より引用。

前よりその領有権を繰り返し主張する。

ここで取り上げる2つの海洋領土帰属の問題については、当事国の間に曖昧な合意により棚上げし先送りして時間をかけて解決することが良いとする考えがあった。しかし、海洋法における変化と膨大な潜在的海洋資源（漁業資源及び海底資源）の存在が明らかになるにつれ、そのような過去のやり方を続けられない環境となって来た。即ち、200カイリの漁業水域と大陸棚の設定が現実の問題として急がれ、その線引きの基礎となる領土・領域の範囲を、関係国の間で決定する必要が生じて来たためである⁶⁾。

日本・中国・韓国の3国には相互に、長くてそして深い歴史的なかわり合いがある。第二次大戦後、3国がそれぞれ主張する尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）の領土問題は棚上げにされ未解決のまま残されて来たが、3国間の経済分野での関係が先行して発展を遂げ、経済的相互依存関係が深化した（上記表1）。一方、第二次大戦終了後の冷戦時代とその後の世界政治体制の主導権争いの変化の下での大国の対外政策が、海洋資源と大陸棚資源の問題に、直接・間接に影響を与えて来た。また、国家対国家では法的に解決済みとなっている戦後処理の賠償問題について、個人から相手国政府に対する賠償訴訟や公的謝罪などの要求が、戦後の長い時間を経て顕在化し、2つの領土問題解決に深刻な影響を与える環境となった。即ち、未解決とされる第二次大戦の戦後処理問題や歴史問題に関連して、関係国のナショナリズムが台頭し、情勢を深刻化させている。それは、法的に解決できない問題が現実に存在していることを示し

ている。

1. 尖閣諸島（釣魚島）ケース

(1) 歴史的側面

尖閣諸島は八重山列島の北に位置し、その歴史は中国大陸の明国と琉球王朝との関係に遡る。1372年琉球王国は明朝の要求によって朝貢関係に入り、琉球が薩摩藩に服属（1609年）した後も、そして1661年に明朝が崩壊し清朝となった後も1880年ころまで続いた。その間琉球から中国への朝貢が続けられ、中国皇帝の即位の際には“慶賀使”が派遣されるなど、中国/琉球間の交通は頻繁であった。朝貢船の航路の記録は、1534年に琉球に来た陳佩による「使琉球録」をはじめ数々の中国側の文献に残されている。

日本政府は、1885年から沖縄県当局を通じ現地調査を進め、1895年1月閣議決定により魚釣島及び久場島を沖縄県の所轄とした。その両島は、1896年4月の勅令により郡制がしかれた沖縄県の八重山郡に編入されて、北小島・南小島と一緒に国有地に指定された。1921年沖縄で久米島と知られていた赤尾嶼についても国有地に指定され大正島と改称された。1921年より政府から貸与を受けた民間人による羽毛採集やカツオブシ製造等の事業や調査活動、海難救助などを通して、尖閣諸島は日本により実効支配された⁷⁾。以上、日本側文献・資料による歴史の流れである（表3）。

(2) 紛争当事国の主張

i. 中国：“問題に関する中国の立場は一貫して明確で断固たるものである。釣魚島とその付

表3 尖閣諸島 1884年以降の時系列による状況

1884年3月	福岡県の実業家古賀辰四朗氏尖閣諸島を探検。1885年沖縄県令に久場島の開拓許可を申請
1894年8月	日清戦争開始。11月に旅順占領
1895年1月	日本政府は閣議で久場島と魚釣島を沖縄県の所轄とし、標杭建設を許可すること決定
1895年4月	下関条約（日清講和条約）調印：清国は台湾全島及び附属諸島を日本に割譲
1896年	日本は尖閣諸島の魚釣島/久場島/北小島/南小島を30年間無料で古賀辰四朗氏への貸与許可
1912年1月	孫文が中華民国の成立を宣言
1937年7月	盧溝橋事件日中戦争始まり
1941年12月	太平洋戦争勃発
1943年11月	カイロ宣言の声明文発表：日本が満州、台湾、澎湖島等地域を中華民国に返還する
1945年7月	ポツダム宣言により、日本は無条件降伏を受託し、同年9月降伏文書に署名、日本敗戦
1949年10月	毛沢東による中華人民共和国成立宣言。台湾では蒋介石政権が中華民国を存続
1952年4月	桑港平和条約発効。尖閣諸島は南西諸島の一部として米国の信託統治施政下に
1952年8月	日華平和条約発効日本は台湾及び澎湖諸島並に・・・の権利・権限・請求権放棄
1968年	国連アジア極東経済委員会による学術調査が、東シナ海大陸棚の石油資源埋蔵可能性を指摘
1970年	国連学術調査は関係各国の強い関心を惹く。中国内でも尖閣諸島を中国領とする論議が起る
1971年4月	尖閣諸島施政権は沖縄と共に日本へ。紛争は当事者か第三者裁定で解決を（米政府公式見解）
1971年6月	台湾/10月中国政府が、自国領とする公式見解を発表。尖閣諸島の日本復帰に抗議
1972年5月	沖縄返還協定発効：米軍政府施政下の沖縄が日本へ復帰。伴い尖閣諸島が日本領土に復帰
1972年9月	日中共同声明：台湾は中国領土の不可分の一部である事を明記。日華平和条約の効力終了
1978年8月	日中平和友好条約署名主権及領土保全の相互尊重、相互不可侵等協定
1978年10月	鄧小平副首相来日記者会見：尖閣諸島問題を次世代の知恵に委ねる意向を表明、棚上合意存続
1979年1月	米中国交樹立
1992年2月	中国政府の領海法制定。尖閣諸島を南沙諸島と共に“中国固有の領土”として明記
1996年7月	日本で国連海洋法条約発効。台湾外交部声明“魚釣台を日本経済水域に入れること拒否”
1998年11月	江沢民国家主席来日。小淵首相と日中共同宣言。
2008年5月	胡錦濤国家主席来日。福田首相と“戦略的互惠関係”の包括的推進に関する日中共同声明
2008年6月	東シナ海ガス田共同開発で合意。領土境界線問題は棚上げ
2012年9月	東京都知事による尖閣諸島購入計画表明
2012年7月7日	野田首相の尖閣諸島国有化方針正式表明。
2012年7月11日	日中外相会談で日本側が国有化方針伝達。中国漁業監視船3隻の日本領海侵入
2012年9月9日	日本が尖閣諸島所有権を国へ移転。14日中国海洋監視船6隻領海侵入

出典：外務省 at www.mofa.go.jp、国際政治経済辞典（東京書籍1997年）、領土帰属の国際法（東信堂1998）202, 203頁、国際条約集2012（有斐閣）、解説条約集2007&2008（三省堂）、解説条約集第8版（三省堂）、2012/10/31朝日新聞20-21頁、及びat www.asahi.com より引用

属島嶼は、古来中国の固有の領土であり、これについて争う余地のない歴史的、法理的根拠がある⁸⁾。[使琉球録]をはじめ数々の文献を歴史的根拠として、それらの文献に基づき久米島から琉球の範囲で、尖閣諸島の久場島（黄尾嶼）までを数百年前から中国領であった。すなわち、釣魚島などの島嶼は、明朝時代から中国

海上防衛区域の中に含まれる古い時代からの中国領で、明朝はその軍事的責任者として、1556年胡宗憲を倭寇討伐の総督に任命し、海上防衛範囲の責任者とした。明朝と清朝が琉球に派遣した使者の記録と地誌に関する史書中でも、当該島嶼が中国に属し、中国/琉球の境界線は“赤尾嶼と久米島”にあったことが明確で、具体的

に記述されている。1879年李鴻章が、日本との交渉において、琉球が36の島から成り、釣魚島などの島嶼はその中に含まれていることを、中国/日本の双方が認めている。すなわち、釣魚島（尖閣諸島）は琉球に属するものでなく、中国の台湾の付属島嶼である。日本は日清戦争でその台湾の付属島嶼を不当に取得し、1895年清朝政府に圧力をかけ下関条約⁹⁾により“台湾とそのすべての付属島嶼”を割譲させた。1950年6月28日中華人民共和国周恩来外交部長は、米国が台湾と台湾海峡を侵略したことを糾弾し、“台湾と中国に属する全ての領土の回復をめざす”決意を表明した。第二次大戦後、台湾と澎湖列島が日本により返還されたが、台湾に付属する釣魚島は、米国の占領に委ねられた。そして米国は、これらの島嶼に対し“施政権”を持つと一方的に宣言したが、これは不法であり、米国が不法に占領していた中国領の釣魚島などの島嶼を日本への返還区域の中に入れる権利はない¹⁰⁾。

ii. 日本：尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通してなどの方法によって、再三にわたり現地調査を行い、これが無人島であることだけでなく、清国の支配が行われている痕跡がないことを確認の上、1895年1月14日に現地に標杭建立の閣議決定を行い、無主地に対する先占の要件を満たしたとして、正式に日本領土に編入し、以来同諸島は歴史的に一貫して日本領土の南西諸島の一部を構成して来ている¹¹⁾、と“無主地に対する先占の要件を満たしている”ことをその主張の基としている。日本の主張は、中国側の文献は、“日本の朝貢船の十分の一の回数であった中国から琉球への使船が、尖閣諸島（釣魚島）を航路の目標とするだけで、自国領とは積極的に記述していない”ことを挙げて、尖閣諸島が“無主”であったことを主張の根拠とする¹²⁾。又、中国側主張の基となる中国側自身の文献によっても、清国が尖閣諸島を実効的に支配した形跡が見当たらない。さらに、日本側が事実として指摘・主張する点は、①第二次

大戦終了後、日本は対日平和条約（サンフランシスコ平和条約）¹³⁾により、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利を放棄したが、尖閣諸島は日本が放棄した台湾に含まれない。②中国は、尖閣諸島の日本領土への編入後75年の間、そして台湾に対する日本の統治が終わってから25年のその間、中国側は何の異議を唱えず、むしろ尖閣諸島が沖縄に属することを黙認して来た¹⁴⁾。

iii. 台湾（中華民国）：“釣魚台列島（尖閣諸島）は、台湾の付属島嶼であり台湾北東の東シナ海に位置し台湾に一番近く、南へは基隆まで僅か102カイリしかない。その行政管轄は、宜蘭県頭城鎮大溪里に属している。歴史、地理、地質、使用の実績、又国際法から見ても、釣魚台列島が中華民国の領土であることは、何の疑いもない。”¹⁵⁾、と隣接性の権原を以ってその領有権を主張する。

(3) 台湾（中華民国：以下台湾）の扱い

釣魚台（尖閣諸島）の領有権を主張する台湾について、中国との国交正常化を計る上で各国が1970年代に直面した深刻な問題は、その台湾の扱いであった。すなわち、台湾政府承認に関し各国間に見解の相違が生じ、その扱いが異なっていた。その中での日本と中国の台湾に対する立場は、下記の通りである¹⁶⁾。

i. 中国：中国は、台湾は日本がポツダム宣言を受託し¹⁷⁾、同地域に対する領土権を放棄した時点で中国に返還され、その不可分の領土として帰属済みである。1895年下関条約¹⁸⁾による台湾の日本への割譲は当初から違法であり、その事実を確認したのがポツダム宣言である。

ii. 日本：ポツダム宣言により放棄した台湾の帰属先については、現在同地域が中国の一部に属しているかどうかを判断できる立場に日本は立っていない。日本は、同宣言に基づく立場を堅持するとの考え方により、日中共同声明¹⁹⁾により中国政府を中国の唯一の合法政府として承認し、中国との国交正常化を計った。それにより日華平和条約が失効した。しかし台湾に関

して、住民の交流・貿易・経済などについて台湾との民間レベルでの実務関係は維持し、日本国内法令の範囲内で台湾住民の出入国、滞在、生命、財産の安全保護などについて、従来より不利でない待遇を与えることとした。

2. 竹島(独島) ケース

日韓両国の間にその帰属を明確に定めた条約が、過去にもそして現在にも存在しない領土が竹島である。その竹島がその帰属をめぐる日韓両国の紛争となったのは、1952年1月韓国が李承晩大統領の海洋宣言により、竹島が設定領域ラインの内側に入る李承晩ライン²⁰⁾を設定し、日本漁船の立ち入りを禁止したのが発端であった。日本は、この紛争を国際司法裁判所に付託して、第三者の裁判による方法で解決することを韓国側に提案したが、韓国はこれを拒否し、竹島に官憲を常駐させるなどの措置により、事実の積み重ねをさらに進めた²¹⁾。

(1) 歴史的概要

この領土問題の複雑な面の一つは、“竹島(独島)”の呼称で呼ばれる島が、どの島を指すのかを、当事国がそれぞれ異なる見解を主張していることである。すなわち、今日“竹島(独島)”の呼称で呼ばれる島は、韓国ではかつて“干山島”又は“三峯島”と呼ばれていたと言われ、あとの時代では“子山島”、“芋山島”とも記録されている。李朝時代に国家が編集した地誌に“干山島”、“三峯島”の名前が記載されているのは事実である。一方、[世宗実録地理志 1454年刊行]の江原道蔚珍県の条に、“干山島、武陵島は県の真東の海中にあり、2つの島の距離は遠くなく、天気が良ければ互いに望見することが出来る。”と記録されているが、ここで云う武陵島とは、高麗時代から使用していた鬱陵島の別称と思われる。その根拠は、蔚珍島から東方の海上には鬱陵島と竹島以外になく、この鬱陵島と竹島は、互いに晴天であれば望見出来るからである。さらに、[東国輿地勝覧 1531年刊行]にも江原道蔚珍県の条に、“干山島”と“鬱

陵島”の名前が見え、鬱陵島は朝鮮時代に入り、高麗末の流民が多く潜入したことにより、これを取り締まるため15世紀の初めに空島とする政策が取られ、それ以来鬱陵島は1881年に到るまで約450年の間、朝鮮政府により空島の地とされていた²²⁾。以上、日本側資料による経緯である(表4と表5)。

(2) 当事国の主張

i. 韓国：島を最初に発見したのは朝鮮半島の人であって、新羅時代から朝鮮が自国領土“鬱陵島”の付属島嶼として、竹島を領有して来た。竹島は、李朝時代(1392年-1910年)の地誌にいう干山島と三峯島であり、新羅時代からこれらを鬱陵島に付属するものとして支配して来ており、1696年安竜福という漁民が竹島にいる日本人を退去させ、ついで交渉により同島に対する韓国の領有権を確認させた。また、“1905年に日本が竹島を島根県の隠岐司の所管に入れ、県の告示で公示した”その措置は無効である。日本の措置は、無主地に対する先占の行為だが、竹島は無主地ではなく韓国領であった。日本の竹島領有の意志は、日本の地方自治体により秘密裏になされ、韓国政府には通告がなかった²³⁾。第二次大戦後の竹島の状況は変わり、1946年1月の連合国総司令部覚書で、日本から政治上・行政上分離する地域として指定された外郭地域の中に竹島と鬱陵島と共に含まれ、日本は竹島に対する権力行使を停止することになったが、これはカイロ宣言²⁴⁾に沿うものであり、竹島は日本から分離されて韓国領になった。すなわち、1943年11月のカイロ宣言には、日本が暴力及び強欲により略奪した一切の地域から駆逐されるべきことが宣言されており、1945年7月のポツダム宣言²⁵⁾には、“カイロ宣言の条項は履行されるべく、また日本の主権は、本州、北海道、九州、四国及びわれらの決定する諸小島に極限されるべし”とある。韓国政府は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、カイロ宣言条項をも履行する義務を負い、韓国から暴力及び強欲によって略奪した

表4 竹島に係わる12世紀より桑港講和条約発効までの歴史推移年表

12世紀	朝鮮半島最古の歴史「三国史記に于山国の記述」、韓国側：于山国は竹島を含む地域と主張
1417年	同年に「倭于山武陵に寇す」との記述が「太宗実録巻34」にあり
1454年	朝鮮王朝官選文獻「世宗実録地理志」江原道蔚珍県の条：于山国・武陵島（鬱陵島）二国の記述
1531年	「東国輿地勝覽」の江原道蔚珍県の条に于山国・鬱陵島（高麗時代からの武陵島の別名）の記述
1476年	「成宗実録」巻72 成宗七年の条に“三峯島（韓国側は竹島と主張）を望見した”との記述
15世初 ～1881年	鬱陵島は高麗末多くの流民を潜入取締で、朝鮮時代の空島政策で約450年間空棄の地として放棄された。17世紀末の日本との以来3年に一度の捜討官派遣
1614年	東萊府史と対州藩主との間に鬱陵島帰属の問題について応酬
1618年	米子商人大谷甚吉/村川市兵衛2名藩主を通じ幕府から鬱陵島渡航の許可。漁業経営80年間
1639年	將軍家光の鎖国令。外国貿易禁止
1667年	同年の「隠州視聽合紀」に大谷九衛門の「竹島渡海由来記抜書控」に鬱陵島漁業経営の記述
1696年	鬱陵島めぐる朝鮮との紛争（“竹島の一件”と呼ばれる）の結果、鬱陵島への渡航禁止
1751年 ～1763年	同時期に編纂された「竹島図説」に“隠岐の国松島”という表現により竹島に関する記述。竹島呼称は、鬱陵島（朝鮮側の竹島の呼称）、松島（日本側の竹島の呼称）と異なっていた
1836年	禁令を犯して鬱陵島に渡航した浜田回船問屋“会津屋八衛門が処刑される
1881年	日本人の鬱陵島伐木作業を朝鮮捜討官が発見。抗議により日本政府は鬱陵島の朝鮮領を確認
1897年10月	朝鮮王朝を継承し“大韓帝国”が成立
1900年10月	大韓帝国の鬱陵島郡主管轄区域に“石島（韓国名竹島）”を含める勅令41号を頒布・施行
1904年2月	日露戦争始る。日韓議定書締結：日本軍の朝鮮半島での軍事行動の自由が確保された 同年8月第一次日韓協約署名。韓国政府は日本の推薦者を韓国財政・外交の顧問に任命
1905年1月	日本政府が竹島を日本領土へ編入の閣議決定。同年2月島根県が国示
1905年11月	第二次日韓協約（日韓交渉条約）署名。大韓帝国の外交権を日本が接収。日韓保護条約。
1910年8月	韓国併合条約。日本による朝鮮半島の植民地化
1941年12月	太平洋戦争勃発。
1943年11月	英米中3ヶ国首脳のカイロ宣言
1945年8月	ポツダム宣言：無条件降伏（第3条）を日本が受託。同年9月降伏文書署名。日本敗戦
1946年6月	GHQが“マッカーサーライン”を設定。日本船舶の竹島接近禁止と日本漁船の活動規制
1948年8月	大韓民国成立。同年9月朝鮮民主主義人民共和国成立
1950年6月	朝鮮戦争の始り
1952年1月	李承晩ライン設定。海洋主権宣言で、竹島を韓国領内に
1952年4月	桑港講和条約発効。日本が放棄する領土に竹島の明記なし。“マッカーサーライン”廃止

出典：国立公文書館アジア歴史センター at <http://www.jacar.go.jp/nichiro/19040223>、法律用語辞典内閣法制局法令用語研究会（有斐閣1998）、領土帰属の国際法（東信堂1998）126-128、130-135頁、国際条約集2012版（有斐閣）、朝日新聞2012年11月1日20-21頁、金子利喜男『世界の領土・境界紛争と国際裁判 第2版』（明石書店2011年）106-111頁より引用

竹島は、日本から分離されることが決定された。又1946年6月の連合軍総司令部覚書によって設定された“マッカーサーライン”²⁶⁾は、竹島を日本漁船の操業区域外においた。これらの事実から（鬱陵島の属島である）竹島が日本から分離され韓国領になったことを主張する²⁷⁾。

ii. 日本：韓国側が主張の基としている諸文

献にある“干山島や三峯島”が現在の“竹島”であるということに疑問を持つ。逆に、これらの島は“鬱陵島”そのものである。それは、韓国側が引用している[世宗実録地理志]の干山・武陵の記事には、引続いて“新羅の時、干山国と称した。一に鬱陵島という”とあり、また[新增東国輿地勝覽]の注に“一説に干山・鬱陵は、

表5 竹島領土問題サンフランシスコ講和条約以降の時系列による経緯

1951年10月	日韓国交正常化交渉始る
1952年1月	李承晩大統領の“海洋宣言”により公海を練引き、竹島を韓国領に入れる
1952年4月	サンフランシスコ講和条約発効、日本の主権回復
1953年7月	竹島領有の国際法的根拠を示す見解文書を日本政府が韓国政府に提出
1953年10月	日韓会談で日本首席代表の植民地支配を正当化する印象の発言、交渉が14年余り中断
1954年6月	韓国が武装要員を竹島に配備
1954年9月25日	日本側が、竹島領有問題の国際司法裁判所への付託を提案。
1954年10月29日	韓国側が日本側の提案した国際司法裁判所への付託を拒否
1992年3月	日本小坂善太郎外務大臣より文書で韓国崔徳新外務部長官へ国際司法裁判所への付託を提案、韓国拒否。
1991年9月17日	韓国の国際連盟への加入
1962年3月	日本側が竹島領有問題をICJへ付託する事を再提案、韓国側拒否。
1965年6月	日韓基本関係条約調印、国交正常化し“紛争解決交換公文”に合意、李承晩ライン廃止
1965年8月	村山首相の戦後50周年の終戦記念日に当たっての談話：アジア諸国への謝罪
1996年1月	韓国の国連海洋法条約を批准、日本は6月に同条約批准
1997年11月	韓国が竹島に接岸施設を建設
1998年11月	日韓漁業協定署名、竹島を含む日本海を両国漁船の共同操業とする暫定水域を設置
2005年3月	島根県議会が2月22日を“竹島の日”とする条例を可決、韓国側の強い反発
2008年7月	文部科学省の中学新学習指導要領解決書に初めて竹島の記述、韓国駐日大使の一時帰国。
2012年8月10日	李明博大統領が竹島上陸視察
2012年8月21日	日本より韓国へ竹島問題について、国際司法裁判所へ合意付託すること及び日韓紛争解決交換公文に基づく調停を行うことについての提案を行う。
2012年8月30日	上記日本側の3度目の共同提訴を韓国への提案に対し、韓国より応じない旨の口上書による回答があった。同月30日に韓国側拒否。

出典：領土帰属の国際法（東信堂1998）148-149頁、世界の領土・境界紛争と国際裁判（明石書店2011年4月）106-111頁、国際条約集2012年版（有斐閣）、解説条約集2007&2008（三省堂）、解説条約集第8版（三省堂）、戦後50周年終戦記念日村山総理談話 at http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/or/dmu_0815.html H.7.8.15、朝日新聞朝刊2012年11月1日20-21頁より引用。

元来同じ島である”と述べられている。そして、[成宗実録]の三峯島の記事には、朝鮮本土から軍役や租税を逃れた流民が多く移住するとあるが、この島が多数の人が常住出来ない“竹島”であるには無理がある。さらに、李朝末の[文献撮録]によれば、“鬱陵島には三つの峯があるから三峯島ともいうのであり、干山・羽陵・武陵などは音の訛りである”として、これらの島がいずれも同一のものであることを主張している²⁸⁾。領土に限らず一般的に戦によって引き起こされた事態の最終的な処理は、平和条約によって解決される。第二次大戦の最終的処理のため日本と48ヶ国の連合国との間で締結された平和条約は、日本の領土放棄と南西・南

方諸島について、合衆国を施政権者とする信託統治制度（第3条）の下におく事を定めた。内戦のため会議に招請されなかった台湾と中国とは、別個に二国間平和条約を締結した。対日平和条約において朝鮮の独立を承認したが、“済州島・巨文島・鬱陵島”が、日本から政治上・行政上分離する地域として指定された外郭地域あるいは朝鮮に対し権利を放棄した地域の中に“竹島”は含まれなかった。戦後“竹島”の帰属を確定したのは対日平和条約であり、カイロ宣言に述べられている暴力及び強欲により略取した地域ではない。“竹島（独島）”は法的に日本領として留まっている、そして対日平和条約以前の宣言、占領下での連合軍総司令部覚書

(SCAPIN 第 677 号 & 1033 号)²⁹⁾ などの暫定的措置は、すべて竹島の領土問題に効力を持たない。対日平和条約の起草過程で、韓国は米国に対し日本が権利権原を放棄する地域に独島（竹島）を加えるよう要望したが、米国は独島（竹島）が朝鮮の領土として扱われたことがないと、韓国の主張を否定する。一方李承晩ラインは国際法に反して一方的に設定され、その中に独島（竹島）を取り込んだなど韓国の不法占拠は、国際法上何の根拠もない不法占拠である³⁰⁾。

次に、第三者による仲裁を繰り返し提案する日本側に対し、拒否の姿勢を崩さない韓国側の経緯を下記する。

(3) 国際司法裁判所 (ICJ) の仲裁による解決について

i. 竹島領土問題の ICJ への付託についての経緯³¹⁾:

1954 年 9 月 25 日 日本は竹島（独島）問題を ICJ へ付託することを提案

1954 年 10 月 28 日 日本側の IJC への付託提案を韓国側拒否

1962 年 3 月 小坂外務大臣が文書で崔徳新外務部長官へ ICJ への委託を再提案。韓国側拒否

1991 年 9 月 17 日 韓国の国際連盟連加入

2012 年 8 月 21 日 日本側より韓国側へ竹島問題を ICJ へ付託し、日韓紛争解決交換公文に基く調停を行う提案に対し、同月 30 日韓国より応じない旨の口上書による回答。

ii. 韓国側の ICJ への付託拒否の理由

1954 年 10 月 28 日付覚書は次のように述べる：独島（竹島）は、太古の時代からそして現在も韓国の領土である。独島（竹島）は、日本侵略の犠牲となった最初の韓国領である。韓国は同島に対しては初めから領土権を持っており、その権利についての確認を国際司法裁判所へ確認を求めようとする理由を認めることはできない。日本は、独島（竹島）問題を ICJ へ提議を付託することにより、独島（竹島）の領有紛争に、ただ暫時的に日本を韓国と同等な立場に置くことによって、論議の余地のないそして領土権に妥協の余地のないにも拘わらず、日本

は仮定を主張しようと意図している。韓国は、日本が独島（竹島）を所有しているかも知れないという仮説に係わるいかなる質疑にも応える³²⁾。

3. まとめ

これら 2 つのケースについては、多くの文献、古文書などが存在し、当事国はそれらに基づいて歴史を検証し、自国領土であることを主張する。しかしそれらの文献・資料等が、判断材料として適正なものであるのか、或はそれらに基づく判断と結論が的確なものであるのかどうかを、両当事国に存在するすべてのそれらの資料や文献を、筆者自身が自ら研究・分析をし適確な判断を行うことが出来ないため、この 2 つのケースの歴史的経緯の面についての結論をここで導き出す資格はない。最近に至り日本においても、実証的・系統的で適確な歴史的検証の結果を著わした優れた文献³³⁾ が紹介されており、当事国同志の先達・研究者達が膝を突き合わせ、腹を割って歴史的事実を解明する時期に至ったものと感じられ、両当事国が直接面と向かいあって話し合いを行い、共同で綿密に検証することが強く求められる。

まずは、相手国の言うことを誠心誠意そして注意深く傾聴し、もし見解の相違を見る場合には、直ちに反論を行うのではなく、その異なるところを相手に確認をしながら、すり合わせを進めるようなことにでもなれば、その先の本題の話し合へとつながるのではないだろうか。これまで日韓の専門家による共同作業が行われたが、共同作業の結果に大きな進展がなかったと仄聞している。

Ⅲ. 関連する国際法

一般的に、国家間の領土紛争を解決する国際法規の中で最も重要なものは条約である。しかしこの 2 つケースについては、これらの島の帰属を直接的に取り決めた条約や協定が存在しない。したがって、国際法適用の条件を明確にす

ることは交渉上の理論的根拠となり、双方が歩み寄る手がかりとなる。上記Ⅱの3.「まとめ」にて述べたとおり、両国専門家達が共同で両国の歴史的経緯と歴史的資料に対するお互いの見解の相違を検証し、共同で両当事国の過去から現在に至るさまざまな行為の法的意義を歴史的経緯の検証と共に国際慣習法規に照らし合わせて検討することは、その価値の優劣を見極め、話し合いをしていくための重要な判断材料とすることが出来る。また、両当事国が国家の国際法主体の管轄権や法律行為に基づいて行った措置が国際法上対抗力を持ち、それが両当事国に対して有効に適用されうるものかどうかを検証して行く事も、紛争当事国の話し合いに有効に作用し、相互に妥結点を見出すきっかけとなる。

したがってここでは、上記Ⅱにおいて考察した尖閣諸島(釣魚島)と竹島(独島)の2つのケースの領有権主張の根拠となっている国際慣習法(時際法、先占の法理、実行支配、隣接性の権原など)について述べ、次に領土領有権問題に係わる紛争の解決先例、仲裁裁定や判決の先例の中から、ここで取り上げている2つのケースに関連する解決例や判例を中心に、取り上げ考察する。

1. 国際慣習法上の領有権主張の根拠

(1) 領域権原

領域の取得を正当化する法律上の原因や根拠となる事実が領域権原となり、国際法上は関連事実(relevant factors)とも呼ばれる事実、行為、事態である³⁴⁾。世界の長い歴史の中で、武力を含む国家活動を通じ実力行使による支配と先有の集積が有効で、他国に対抗出来る領域権原取得と見なされた時代を経て、第二次大戦後は、平和共存、南北格差の解消と実質的平等の実現、先進工業国間の経済的均衡の維持など、環境が新しく変わっても領域主権の伝統的法機能が自分の国にも拡充されるよう求められている。それは過去に到達不可能と思われ不毛の地域と見なされて来た地域や空間も、科学技術の

著しい進歩と発達によって新しい利用や開発の対象として、さらに戦略上の拠点として可能となり重要視されるようになったからで、例えば陸地に領域権原を取得すれば、隣接海域とその延長上に大陸棚や排他的経済水域での主権の確保ができるからである³⁵⁾。

(2) 決定的期日の確定³⁶⁾

これは、当事者がお互いにケースを第三者の仲裁により解決を計ることに同意した場合に必要で重要な事項であり、当事国間に紛争が発生または領域主権の帰属が決定的になった、と認められる時期を確定することである。その決定された時期を基準として、領域権原の根拠となる事実証拠力が定められ、当事国の請求原因を成す法的関係の存在有無やその性質が認定される。ICJは、紛争ケースが当事国により付託された場合、領域権原取得の関連事実を認定するための基準として決定的期日を定め、それ以前に存在した事実或いは行為に限り証拠能力を原則的に認める。ただし、紛争の存在が明白になった段階で当事国が自国の立場を有利にするために行った行為は、その証拠力は否認される。国際裁判所による決定的期日の確定は、先例の分類により次の3つの方法と態様によると見ることが出来る。

i. 領土に関する条約の締結と発効の時点を決定的期日とする場合

ii. 当事国の一つが領有宣言を行い両国間に紛争が発生した日とする場合

iii. 両紛争当事国が各々異なった決定的期日を主張した時は、決定的期日を特に定めず、両国の主張する領域権原について中世にまで遡及し、どちらの主張がより確信的な証拠力を持っているかを審査する。

(3) 時際法³⁷⁾

時際法は、新旧2つの法令が時間的に前後関係に立つ時、一つの法的事実が、その新旧いずれの法に支配されるかを定める法則であるが、領土領域の帰属に関する国際紛争解決の手法として、歴史的権限を援用するものが少なくない。

しかし、歴史的推移と共に大きく変わって来たもので現在では採用されないもの（例：法王教書による認可など）や、その要件や効果も異なった評価を与えられる場合（発見・占有など）もある。どの時点での国際法規を適用して領土紛争を解決するのが問題となる。しかし、それらの場合に領域権原を所得したかどうかは、一般的にその当時に有効であった国際法規に照らし合わせて判断され、現行法規の遡及的適用は、原則として認められていない（法律不遡及の原則³⁸⁾）。それは、時際法の理論を拡大解釈する事は、実質的に現在の新しい国際法規の遡及的適用を認めることになり、従前の権限の効力を覆すなど法的安定を損なうという批判が強いからであるが、例外として、領域取得のあとの永い期間にわたっての存続の要件（実行的先有）を適用して、その有効性の是非を認定すべきである、という学説もある。それは、他国の承認、黙認、禁反言、時効、遺棄などの他の権限の効果をも比較衡量することによって、時際法理論の濫用を防ぐことが必要であるという考えであり、いくつかの先例判決も見られる³⁹⁾。

(4) 先占の法理⁴⁰⁾

尖閣（釣魚）諸島ケースにおいて、日本側が強く主張している法理。日本国内法上の無主地の取り扱い、民法に“無主の不動産は国庫の所属に属する”と無主の不動産は、国家の所有に所属することが明記されている⁴¹⁾。これに対し国際法上の先占は、どこの国にも帰属していない土地を他国に先駆けて自国の領土とする意思を持って実行支配し、自国領土とすることであるが、その要件は：

i. 先占の主体は国家でなければならない。先占は領土を取得する方法であり、領土は国家だけが取得出来るからである。国家が行うということは、国家の機関が国家の名において行うことであり、私人や私企業が先占を行うことは出来ない。私人や私企業が無主の土地を発見し、そこに居住し、その土地を利用したり、企業活動を行うことがあっても先占は成立しな

い。ただし、国家が私人や私企業に先占の権限を委任したり、私人や私企業が獲得した土地を国家が領土として確認した時は、先占が成立する。

ii. 先占の客体は、国際法上の無主の土地（無主先占）であること：国際法上の無主の土地とは、未だいかなる国家の領有にも属していない土地であること。最も明白なのは、無人の土地であること。現在では、そのような土地は殆どなく、新たに地殻変動や火山爆発によって海域に現出し、発見されるような場合に限られる。しかし、国際法上の無主の土地は、無人の土地だけに限らない。その上に人が住み或いは未開の部族が現実的に土地を支配していても、国家の領土でなければ（その土地がどの国にも属していなければ）、先占の対象となることを妨げない。

iii. 先占の実効的要件と実効支配：先占は実効的であることから、単純な発見だけでは先占は成立しない。しかし先占にとって発見が全く意味がないのではなく、発見した国は発見してから相当な期間の内に支配の権力を設ける権利がある。他国はその権利を尊重すべきで、他国は直ちに自国の方で支配の権力を立てることは出来ない。その証拠として、過去に国旗、十字架、標柱などを立てた時には、その土地は相当期間の内に支配の権力を設ける権利を認められる。相当な期間とは、その土地の状態の下で、普通に支配の権力を設ける必要な期間とされる。また、先占の実行的要件として、次のことが求められる。すなわち、国家が領有の意思を以て行うその意思とは、上述の如く、その旨の宣言、他国に対する通告、国旗または標柱を立てることなどによって表示される。ただし、領有の意思を伴わない単なる探検や科学的調査のようなものは、それ自体は先占行為とはならない。さらに、先占の実体要件として、実行的な先有を行わなければならない。実効的な要件とは、すなわち自国民が土地を使用し、あるいはその上に定住するという事実だけでは足りなく、当該

土地を支配する地方的権力が確立されていることを意味する。

iv. 先占の法理の効力の変化：植民地時代の西欧先進諸国による植民地政策の理論的支柱とされて来た先占の法理が、今日では無主地の概念は厳密に区分され、原始取得⁴²⁾の対象となり得る地域を特定するようになった。それは、“無人または人口希少な地域であって、単に人間の小集団だけで社会的な組織がまったく具えていないものに限り、無主地として扱う”。そして、“そこに固有の社会的そして政治的組織が存在し、住民を代表する権限を持つ首長の支配下におかれている限りは、これを無主地とは見なさない。”であり、19世紀当時に見られたその法理（原始取得の効力存続の主張）を、今後は主張の基にすることは、許されなくなった。

(5) 時効による領土取得⁴³⁾

時効が領土の取得の原因として認められるのは、国際社会秩序を維持し、そしてその安定を計るためであり、長い期間にわたって平穩にある国によって領土が占有され支配されている時は、その状態が国際社会の現実の秩序となる。そしてその状態は、国際社会の現実の秩序と安定を計るためにそれを維持する必要性は高い。そこに、時効存在の理由があるとされる⁴⁴⁾。時効による領土取得については、学説が分かれており、時効が領土取得の原因になるとする学者が多数を占める。先例として、欧米間、米国/南米の国との間の慣行で時効による取得を主張したケースがあり⁴⁵⁾、条約で時効を認めたケースやICJの判決によって長い間の先有によって、領土に対する主権を認めたケースもある。これらの過去の事例から、時効は国際法上で認められ、それによって領土を取得することが出来ると言える。このように領土取得の原因としての時効は、長い期間にわたって平穩に他国の領土を支配することにより、その領土を取得することである。その要件は、①他国の領土を先有し支配することであるが、先占と異なるのは、無主の土地を占有し支配するのではなく、長い

期間にわたって先有し支配することが必要とされる。時間の長さについては、50年と定めた条約があり、学説には記憶されない古い時代からとするもの、50年とするもの、30年とするものもある。②また、平穩に占有し支配して来たことが必要とされる。国内法上の時効で必要とされる“善意”による先有が、国際法上では、他国の領土と知っていてそれを占有し支配した場合でも、それが長い間にわたって平穩に続けば、時効が成立することを妨げないとされる。

(6) 隣接性の権原⁴⁶⁾

日中間の尖閣（釣魚）諸島ケースにおいて、当事者としての立場にはないが、台湾が主張する法理である。国家領域との地理的近接性や従属関係の事実を以って、また実効性とか先占意思にかかわらず、自然的事実に基づく国家領域に従う隣接性を以って、その無主地に対する有効な領域権限の取得を認める、という主張がある。領域権限との関係において隣接性の原則は、一般国際法上は独立した領域権限として認められていない。しかし、領海・領空・領海中にある島や群島などは、領土の附台 (accession) または従属物として一体化された領域権原が認められており、また接続水域・大陸棚・排他的経済水域などで特定目的に限定された国家管轄権の行使と適用が認められるのも、その根底に隣接性の観念が働いており、隣接性の観念の反映に他ならないとされている。ただし、①その地域の特性上実行的先占による領土取得が不適當であり、②一般の常住も実行不可能であり、③直近の本土領域から遠隔であり、④その物理的性質からも領土の自然延長論の適用が困難な極地においては、領域権原との関係で隣接性の原則が最も強く主張されるが、ICJは隣接性の権原については、否定的な態度を示している。

i. 例えば領土が直近の大陸とか大規模の島を含む一体の地盤 (terra firma) をなすという地理的事実だけから、領海外に位置する島も沿岸国に帰属するという実定国際法規の存在を容認することはしない。

ii. 当事国間の特別な合意や法に基づくものでない場合を除き、隣接性の原則は関連する先例も不確定で争われており、領域主権の帰属について特定国に有利な推定を与える権原ではあり得ない。

2. 判決・仲裁裁定及び解決先例

過去の解決例や判決例などは、上記1.の国際慣習法と共に当事国が尖閣（釣魚）諸島及び竹島（独島）問題の話し合いに入るに当たり、有効な参考例となるものである。以下関連する事例を選んで、簡潔に述べることとする。

(1) パルマス島事件 (Island Palmas Case: Netherlands/USA)⁴⁷⁾

このケースは、両当事者（オランダ/米国）が第三者の仲裁を受けることに同意した結果、当時の常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration: PCA）が、1928年4月4日に判定を下した例で、時限法の遡及的適用の効力が認められなかったケースである。

i. 概要：1906年3月31日から、オランダと米国の間で本件に関する外交文書のやり取りが始まり、1925年1月23日にPCAに付託する特別協定が締結されたケースで、当事のオランダ領東インドの北にある孤島パルマス島（オランダ側呼称 Miangas）の領有権を米国とオランダが争ったケースである。最終的に「パルマス島はオランダ領の一部である」という判定を、1928年4月4日に仲裁人として選定された当事のPCA長官マックス・フーバー（Max Huber）が下した。

ii. 判決の理由：この判決の理由は、①16世紀に有効であった国際法規（和蘭側）と19世紀に有効な国際法規（米国側）の時代によって異なる法体系の中で、16世紀に発見されスペインが領域主権の権利存続をし、それをスペインより譲り受けたと米国が権原を主張するが、②しかしその権原は未成熟であり、決定期日（1899年の“米国スペイン講和条約”即ち“パリ条約第三条”）に基づくスペインから米国への

割譲）にスペインがバルマス島に主権を持っていた証明が不十分である。③一方同島を所有していたオランダ東インド会社は、原住民と宗主契約を結び、原住民はオランダとの関係を確立し権原をオランダに付与した。④1700年から1906年まで、オランダは宗主国として平和的に主権を行使したが、その間米国を含め他国からの抗議があったという記録はない。以上①～④は、オランダの統治権の存在を証明するに充分である。一方米国は、スペインの領域主権の継承国としてオランダと同等以上の権原を示すことが出来なかった。

iii. 尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）への参考となる要素：第三者へ仲裁を委託した場合、日中間及び日韓間の当事者がそれぞれ主張する決定期日に領域権原のどちらが優位に立つか、すなわち領域の取得を正当化する法的原因や根拠となる事実を証明出来るかが、審査されるであろう。そしてそれぞれのケースで当事者は、相手に優る領域権原を示さなければならない。

(2) マンキエ・エクレオ事件⁴⁸⁾ (The Minquiers and Ecrehos Case French/England)

このケースは、双方の当事者（フランスと大英帝国）が国際司法裁判所（ICJ）へ付託した結果、1953年11月17日に判決が下され、時限法が遡及適用された例である。

i. 概要：フランス・ノルマンジーの西に位置するイギリス海峡に英国領チャンネル諸島（海峡諸島：Channel Islands）があり、その中心のジャージー島（Jersey）の南にマンキエと東にエクレオの小島群がある。両国は、共に中世に遡る古来の或いは原初的な権原また実効的先有による権原に基づいて、領土領有権を主張した。決定的期日について、英国は1950年12月29日の両国の紛争論議の付託合意日とし、フランスは1939年の英仏漁業条約締結の日が決定的期日として決定されるべきであると主張していることから、裁判所は決定期日を特に定めずに、両国の主張する領域権原について中世

まで遡り審査した。裁判所は「英国の実行的先有による権原を認め、マンキエ・エクレオ両島及び岩礁に対する主権が英国に帰属する」旨の判決を行った（全員一致）。

ii. 判決理由：①両国は共に、該当領土に対する古来の或は固有の（ancient or original）権原を有し、それを常に維持し失われたことがないと主張することから、無主地の主権取得の紛争の特徴を見せていない。②海峡諸島を含めてノルマンディが1066年から1204年まで、ノルマンディ公の資格における英国国王により保有されたという事実から、英国の見解に有利な推定の根拠がある。③1839年英仏条約締結の時点で、マンキエ・エクレオに関する紛争は、まだ何も発生していなかった。すなわち、フランスが初めて主権を主張する1886年及び1888年前には、本ケースの紛争は発生していなかった。④英国が援用する事実の中でジャージー王立裁判所が、約100年間エクレオで刑事裁判権を行使していたような事実から、司法権や地方行政権と立法権の行使に係わるものに証拠能力が認められる。

iii. 尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）への参考となる要素：第三者へ仲裁が付託される場合に、尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）の名前を明確に記した条約・協定が存在しないため、決定期日の確定は、①尖閣諸島（釣魚島）ケースについては1300年代頃まで遡った歴史的記録を、竹島（独島）については1400年代頃まで遡って審査され、実行的先有による権原がどちらにあるのか、また過去に獲得された領域主権が継続的に平和的に紛争発生時点まで存在して来たかなど、どちらの主張がより確信的な証拠力を持つかが審査されることになる。日中間及び日韓間共に、領有権の主張におけるそれぞれの歴史的根拠には大きな隔たりがあり、決定期日の確定が難しい。いずれの国も相手国に優る権原があることを、示さなければならない。

(3) ベンガル湾海洋境界確定問題（Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary in the bay of Bengal Bangladesh/ Myanmar 2012）⁴⁹⁾

このケースは、両当事国（バングラデシュ/ミャンマー）からの委託により、国際海洋裁判所（International Tribunal For The Law Of The Sea: ITLOS）⁵⁰⁾ が判定することになり、2012年3月14日ITLOS裁定が「両国の中間線を基本」と判定した例である。

i. 概要：ベンガル湾をめぐる管轄海域の境界確定については、30年以上も確定出来ない状態が続いていたが、長い交渉の結果、両当事国は境界確定を裁判での裁定で受けることに合意した。ミャンマーは等距離の原則を優先し、バングラデシュは衡平の原則を意図していた。また、バングラデシュは同国の海岸線はデルタの形を成していることから、水深200mを基準とする直線基準を主張した。しかしミャンマーは、これを認めていない。本ケースに係わるITLOS審判の22名（両国の代理人・弁護人を含む）によって「大陸棚の境界は中間線を基本とする」との判決が下された。

ii. 判決の理由と確認事項：①この審判は、領海の海洋境界を確定する管轄権を持ち、当事国の間に存在する排他的経済水域と大陸棚水域を定める管轄権を持つことを認める（全員一致）。②この審判は、大陸棚に係わる管轄権が200m海里を越える大陸棚境界を含むことを認める。③両国の間には、領海の境界に関する協定は存在していない⁵¹⁾。

このケースは、ITLOSによる最初のケースであったが、ICJやPCAなどの判例に見られる手順と同じく、“衡平な解決のために適切な海域を特定し、殆どの場合に等距離中間線を作り、特殊な状況に応じてこれを修正し、最終チェックを行う”という例である。

iii. 尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）への参考となる要素：このケースは、島嶼の帰属を争うものではなく、一つの限られた海域（湾）

の中で両当事国が重なり合う部分に関する裁判所の裁定であるので、この研究ノートで取る上げる2つのケースとは少し異なる。しかし、ベンガル湾に存在する膨大な量の石油・天然ガスをめぐっての争いは、お互いに海軍の軍艦が出動する事態も生じたにもかかわらず、最終的には両当事国は、国外での国際仲裁の選択を行い、今回の国際海洋法裁判所の判決を受け入れた。このケースは、海底資源を豊富に埋蔵する尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）ケースとは、“島嶼の領有権争いではない”という点で異なるが、海底資源をめぐる問題として同じ分類に入る。そして、尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）ケースにおいて両当事者が第三者の仲裁を選択する場合の決着について、示唆を受ける。

(4) 中露国境問題⁵²⁾

このケースは、第三者の仲裁を求めることなく、当事者の中ロ両国だけで解決したケースで、その基本は、「相互に受け入れ可能な妥協」として「フィフティ・フィフティに分ける」という結果となった例である。

i. 概要：中ロの間には、モンゴルの東端から北朝鮮の図們江に至る4,300kmの東部国境が横たわっている。その内3,500kmが河川国境で、アムール河とウスリー河がその大半を占める。中ロ間の東部国境に関する協定が結ばれたのは、1991年5月であったが、旧ソ連の崩壊とそれに伴う各地の混乱やロシア中央政府と地方行政政府の対立など、多くの難局を乗り越えての画定作業の終了は、1997年11月であった。そして1991年の協定で棚上げとなり残されていたアバガイトとヘイシャーズの2島の帰属が、2004年10月14日に最終決着した。

ii. 問題解決の方式：「フィフティ・フィフティに分ける」をベースに進められた中ロ国境問題解決の方式は、①“解決可能な部分の国境線を先に画定し、難しい係争地の交渉は先送りとする”こと相互確認、②それに従って、“合意できる国境線を先に画定し協定を結ぶ”③そして相互の信頼醸成を続け、残された国境

線を“相互に可能な妥協”により解決し、補足協定を結ぶ。④最後に、同時に相互で“最終的な勝利を分かち合ったこと（win-win）”を宣言する、であった。そこには、お互いのメン通を重じ、国内に潜在するナショナリズムへの配慮も見られ、中ロ両国からの詳細な情報の対外発表は控えられている。

iii. 尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）への参考となる要素：中ロケースにおいて、交渉に入ってから極東及び中央アジアで繰り返された武力衝突は一時全面戦争に到る様子となり、両国とも国境近辺にその準備を行った。しかし、両国首脳（アレクセイ・コスイギン首相・周恩来首相）は、政治・外交による決着を目指し、軍事緊張は緩和された。そのあとロシアと中国は国交を結び、このケースも話し合いによる解決が進められた。上述の通り、両国が第三者の仲裁を受けることなく2国間での話し合いにより解決されたこのケースは、お互いのメン通を損ねることなく譲歩し合い、対外的プロパガンダとも思える方式で、双方納得という形で解決した。このケースが示唆するものは、大きい。尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）ケースにおいても、お互いに少しずつ譲歩し合い、緊張緩和と話し合いへと進める環境を作り上げることが可能であることが示された。また、尖閣諸島（釣魚島）と竹島（独島）ケースの対象となる島嶼の帰属が片方の一国にだけでなく、当事国双方が島嶼を共有する形もあることが、中露ケースにおいて示唆されている。

3. まとめ

国際法が現代において、各国の国内・対外政策を定めた立法措置を取る際の重要な指標や基準となるものであることは事実である。しかし、ここで取り上げている東アジア2つの領土領有権紛争を国際法で解決できる決め手は、存在しない。それは、①竹島と尖閣諸島を明記した条約が存在しないこと、②これらのケースが、国際社会の基本的利益の確保に必要な不可欠な普遍

的義務の違反、例えば侵略や圧政による植民地支配、集団殺害、人種隔離、大量環境汚染のようなケースではないこと、③またそれぞれのケースは、2カ国だけが当事国として領有権を主張し、第三の国家が領土領有権紛争に直接かわっていないケースであるからである。

このような状況下において、これら2つのケースにおいて生じている緊張関係をそのまま将来に向かって推移させて行くことは、当事国の3国すべてにとって、東アジア地域経済圏に属するすべての国々にとって、そしてアジア諸国と貿易・通商を行う世界の国々にとって、経済的に、政治的に、さらに安全保障の上でも、すべてマイナス以外の何物をももたらさない。情勢は、強力的手段の実施による示威行動により武力衝突が容易に発生する状況へと進展しつつあり、2つのケースにおける当事国間の関係が、最悪の方向へ向いつつあることが憂慮される。そのような事態が容易に観て取れる現状に対し、①何が、緊張緩和のきっかけとなるのか、②何が、硬直した状況を抜け出して話し合いに入るきっかけと、交渉の促進に資する要素となるのか、について次に踏み込んだ考察を行う。

IV. 尖閣諸島（釣魚）と竹島（独島）の領土領有権問題の交渉のための環境改善

1. 国際法による解決の限界

中世ヨーロッパ社会における国家間の紛争のすべてがローマ法王の管轄する教会裁判に付された時代や16-18世紀における近代国家の主権に抵触するものとして国際裁判制度が否認され、政治的紛争と同じく非裁判的解決や戦争による強力的解決に委ねられた時代を経て、都市国家間又は中世ヨーロッパの紛争処理が起源と言われる国際仲裁裁判制度が復活した。今日では、国際裁判管轄の事項の範囲は拡大し、核実験の違法性や領域権原としての植民地支配の有効性など、国家の存立と軍事的安全にかかわる重要な紛争にも及ぶ。しかしながらICJは、国内裁判所のように強制管轄の権限を持たず、そ

の法適用機能に限界がある。それは、ICJの管轄が事前または国際紛争が生ずるごとに、裁判・仲裁付託についての紛争当事国同志の特別合意の存在を条件とし、また審理開始後も裁判所の有無を争う手段が残されているからで、国際裁判所の法適用機能には国家主権の留保という限界がついてまわる。

これまでの一般情勢では、当事者諸国は国家主権を援用して国際裁判の管轄に全く従わないか、ケースによってはこれを排除する。武力衝突へ発展する可能性が存在するような重要性を持つ国際紛争にも拘わらず、紛争当事国は国際裁判所の司法的判断に服する方法を採ることなく、紛争処理が政治的・外交的処理に委ねられているケースの多いのが情勢である。尖閣（釣魚）諸島と竹島（独島）ケースについても、ICJや国際仲裁裁判所（International Court of Arbitration: ICA）など第三者による仲裁裁定は、①過去の占領国/非占領国間の歴史的問題や戦争責任、②又各当事国内のナショナリズムの台頭のような要素を考慮せず、衡平な解決のために適切な海域を特定し、殆どの場合に等距離中間線を作り、特殊な状況に応じてこれを修正し、最終チェックを行うという手法をとるため、中韓ともに第三者の仲裁による解決方法は採らない、と観られる。また日本については、竹島（独島）ケースでは国際司法裁判所への付託を提案し、一方尖閣（釣魚）諸島ケースでは第三者による仲裁・裁定を提案していない。

次に、3国間に存在する戦後処理の問題は、地域での問題を越えて人権上・人道上、及び平和と発展というグローバルな規模での問題にかかわっており、グローバルに考え、ローカルで行動するという考え方から、以下を普遍的な論じ方として述べて行く。

2. 戦後処理と戦争責任の清算問題

(1) 侵略・戦争行為責任に対する普遍的な論じ方による提言

本項目の後半にて述べるように、中韓と日本

の間に取り交わされた条約によって、日本は、①韓国の植民地支配に対する責任、及び②中国への侵略により生じた戦争責任に対する免罪符を得た。しかしそれは、逆に言えば、その条約によって相手国の国民は、植民地支配や侵略によって物理的・精神的に受けたそれらの被害を解決する重要な手段を失った、ということとも言える。

“敗戦国である”，或は，“戦勝国である”ということにかかわらず、戦争・侵略や占領行為の結果、他国の文化的資産や自然資源に対し破壊と滅失による損害を与え、人道上・人権上の過ちを犯したことに對する責任は、国家對国家では法的に解決されたとしても、そのような記録は歴史上いつまでも残存し、人々の記憶に残り、次世代へと順送りに伝承されて行く。それが、例え自国の領土・国民・資源を守り、国際平和を守り維持するためという大義名分があったとしても、結果的に犯してしまったそれらの行為は、その理由が何であったとしても、なにかによって相殺されるものではなく、許されるものでもない。また、他国の情勢を見ながらその処理を判断し決めるといような国際基準があるわけでもない。例え、戦勝国であったとしても、普遍的な論じ方ではその責任を逃れられない。

敗戦国の場合は、戦争を仕掛け侵略を行った数々の行為について戦勝国側によって裁かれ、戦争・侵略行為によって犯した数々の戦争犯罪・国際法上の違反行為に對して、将兵の処罰を含む関係者の人的資源による償いと、領土放棄・賠償金・無償経済援助などの物理的な資源によって、償いを行った。中国及び韓国と日本との国家對国家の戦争賠償問題に関しては、①中国は1972年9月の日中共同声明⁵³⁾により、日本に對する戦争賠償の請求を放棄する事を宣言し、賠償の代わりに別途ODAなどの借款を含め3兆円を越える経済援助を日本より受けた。②韓国は、日本との1965年6月22日に締結された日韓請求権協定⁵⁴⁾によって、日本側

から1,080億円（3億米ドル）の経済援助金の提供を受け（同第一条）、日韓両国及びその国民の財産、権利・利益並びに両国とその国民の間の請求権問題が、1951年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約⁵⁵⁾に規定されるものを含め、最終的に解決されたことが確認された。

このように国家と国家の間では、法的には清算が済んでいる形であるが、第二次大戦後潜在化していた個人の賠償要求と個人から他国家への公式謝罪を求める問題が、顕在化した。それらの問題をどのように処理して行くべきなのか、国家の問題であり、国民の問題でもある。これらの負の遺産は国家と国民への遺産であり、大切なことは、それら問題の風化を待つのではなく、国民の一人一人がそれらの歴史問題や戦争責任に對し認識を持ち、それらの負の遺産を後世へ伝えていくことが、求められる。それは、風化することは避けられないとしても、記録として後世に残していくべきものである、という考え方による。

(2) 個人から他国家政府への賠償請求訴訟

日本と中韓との国家對国家の賠償問題が、上記のようにほぼ清算済みという形になった一方、個人が損害賠償を直接該当国家へ請求する権利、即ち個人が国際法上の主体となることが法的に可能であるとの解釈が進んだ⁵⁶⁾、その結果、個人より他国家に對して直接訴訟が行なわれるようになった。現在そのような訴えに係わる未解決のケースが多く見受けられ、この研究ノートで取り上げている尖閣島（釣魚島）と竹島（独島）の領土紛争にからみ、個人から当該国家への補償要求と道徳的立場からの公式謝罪を求めるケースが、未解決事項として表面上に現れている。それらが領土領有権問題の交渉に際して、「喉に刺さった棘」のようにより微妙に存在し、ナショナリズムの台頭という姿で浮かびあがり、領土問題にかかわる緊張の緩和と交渉の促進に妨げとなって、深化した経済関係が後退する情勢となって来ている。以下のケース

は、日中韓3ヶ国間の未清算の戦争責任問題の一部として列挙される⁵⁷⁾。

i. 日本人であった朝鮮人・台湾人の戦争中の死亡・傷病に対する日本国の補償

ii. 朝鮮人・中国人を主とする“徴用：強制連行”による労働への日本国の補償

iii. 朝鮮半島・中国・台湾・東南アジアなどの地域の日本軍慰安所で働いた慰安婦への補償

iv. 日本軍が発行・使用した軍票に対する補償

v. 南京事件や731部隊の人体実験にかかわる強制連行による被害者やその家族による日本国への訴訟

vi. サハリン残留韓国人の帰還問題

上記の外にも、幾多の戦争によって生じた被害に対する問題が残る。例えば①1939年12月から1941年9月の日中戦争期に日本軍機によって反復実施された首都重慶へ大規模な戦略爆撃による多数の民間人の被害、②1939年から1941年ころまで中国本土揚子江沿岸都市にて行われた日本軍731部隊と1644部隊による細菌兵器の人体実験による被害者、③1937年～1943年頃日本軍（第一野戦実科学験部）が中国本土の戦線で使用した毒ガスの被害、及びまだ残存する大量の廃棄物毒ガスの戦後の処理の遅速による民間人への被害、④広島と長崎への原子爆弾投下によって同地域に在住し核爆発による被害を受けた朝鮮半島の人達への日本人と同様の扱いと補償、などのケースがまだ残存しているというのが⁵⁸⁾、実状であることも認識しておかなければならない。

次に、第二次大戦の敗戦国ドイツの戦後処理について述べる。ドイツが、現在の欧州共同体(EU)に於ける地位を築けたのは、第二次大戦後に行なった戦後処理の結果によるところが大きいと観られるからである。以下、ドイツの戦後清算の事例を述べるが⁵⁹⁾、戦後処理を行い念願の欧州共同体(EU)への加盟を果たしたドイツは、アジア・太平洋地域において経済的発展の中核国を目指す日本の姿に重なる。

(3) ドイツの戦後処理ケース

i. 強制労働補償基金：ヒットラー時代にドイツの軍需関連企業で強制労働をさせられた人々を対象とし、総額1000億マルク(約500億円：2002年の円換算)基金総額を持つ「記憶・責任・未来基金」から、2001年1月よりドイツ占領下の旧ソ連・東欧から連行され、現在は米国・チェコ・ウクライナなどに住むユダヤ系やスラブ系の市民(120万人)を対象として、支払いが開始された。強制労働所に収容された人達には、最高15000マルク(75万円)、収容所以外の強制労働従事者には5000マルク(25万円)の一時金が支払われる。

ii. ナチ人道犯罪犠牲者への個人補償：西ドイツは、戦後間もなく公的資金に国民から集めた賦課金を加え、国内の戦争被害者や東方の旧ドイツ領からの非追放者・引揚者などへの救済制度を整えた。続いてイスラエルと国際組織の対ドイツ賠償要求ユダヤ人会議に補償金を支払った。また、ナチ人道犯罪の犠牲者へ制度的に個人補償を行うため「連邦法」が1956年に制定され、本人或いは遺族に一時金か年金として支払われた。対象も当初は、原則として西ドイツ在住者または1937年時点で旧ドイツ領内居住者に限るとされていたが、その後対象を広げた協定が、フランスやオランダなど12ヶ国との間で結ばれた。

iii. ポーランドへの賠償「ポーランド和解財団」：ドイツ統一後に、改めてポーランド人犠牲者への個人補償が取り上げられた際、ドイツ連邦補償法が1969年に切れていたため、ドイツ政府は5億マルクを拠出し1991年にポーランド政府との間で「和解財団」を設立した。この財団はナチス・ドイツに迫害されたユダヤ系を含むポーランド人で強制収容所の収容者や戦争捕虜などの生存者に、年金方式ではなく一時払いにより一人当たり平均500マルク(25000円)、最高3100マルク(155000円)を支払った。1997年には財団資金の銀行利子により、初回の70%に相当する金額が各人へ支払われ、一

人あたりの平均合計額は約 850 マルク（42500 円）となった。なお、迫害を受けたポーランド人は 300 万人に達すると推定されるが、1998 年迄の申請者は 72 万人で、その内約 52 万人が補償を受けた。

iv. チェコへの補償「未来基金」：ヒトラー時代にチェコ・ズデーテン地方を併合し多くのチェコ人を追放して、チェコ領を保護領とし、ユダヤ系チェコ国民を支配したが、戦後は逆にチェコ側が同地域にいたドイツ人のその殆どを強制追放し、資産を没収した。そのため双方の加害に関する過去の事例のため、両国の関係改善が遅れていた。1997 年 1 月プラハで「和解宣言」の調印により、これを受けてドイツ側 1 億 4000 マルク（70 億円）そしてチェコの 25000 マルク（12 億 5000 万円）の拠出による「未来基金」が創設された。ナチスの強制・絶滅収容所で殺されたチェコ人は 13 万人、その内 8 万人以上がユダヤ人とされ、生存者は約 7000 人（ユダヤ人 2000 人を含む）に、1998 年に「未来基金」から収容期間により 27000-47000 チェコ・クローネが支払われた。

以上がドイツに係わる主な事例として列挙されるが、さらにアウシュビッツ収容所などに対する公的謝罪も徹底されて来た。世界の戦争関係国による戦後賠償・補償の中では、比較において、ドイツ政府が最も進んでいるように見受けられる。ただし、ドイツの場合、上述のすべてが直ちに処理されたのではなく、戦後 50 年以上もたって清算されたケースもあり、EU への加盟問題も抱えながら、各ケースに対して受動的に、しかし着実に対処して行ったことが示めされている。その結果、ドイツは EU への加盟を果たし、歴史的に長い間宿敵関係にあったフランスはそのドイツを受け入れた。現在では、独仏両国が共に欧州共同体 25 ヶ国の中核体として、EU の牽引的存在となっている。

次に、東アジアというローカルな地域に残存する日中韓 3 国の戦後処理の問題を、人権上・人道上、及び平和と発展というグローバルな規

模での問題としてとらえ、グローバルに考えローカルで行動するという考え方から、以下を普遍的な論じ方として述べる。

(4) 日中韓における戦後処理と精算への普遍的な論じ方

“法的には許されているけれども納得がいかない”というのが、根強く存在する各被害国の共通の意識であり、“過去のことは許すけれども忘れない”，と共に今も残る戦争被害国の現在の共通の気持ちである。過去に戦争と占領そして植民地支配によって多くの被害を受けた国々がそれら問題の先送りを続け、今は沈黙し口をつぐんでいる。しかし、非占領国や非侵略国あるいは旧植民地として被害を受けたそれらの国々、特にアジア・アフリカ地域の国々が、自国に多くの人道的被害をもたらし、自然資源や文化的資産を破壊した国家に対し賠償・補償や謝罪を求めて、将来に訴訟を起こして来る兆候が、感じられる時代の趨勢となって来た。このような時代の流れの中で、この問題に係わる国々の国際関係と地政学上からの情勢が、今世界で転換しつつあることが感じ取れるような状況である。そのような状況下における普遍的な論じ方による提言は、

i. 日本が韓国を植民地化したことは事実であり、中国を侵略し傀儡“満州国”を建設したことも事実であり、それらの事実を歴史問題として改めて認識し、後世に伝えることの義務を認識する、

ii. 法的には処理済として一部軍人や官僚の処罰を以って戦争責任は終了したということで、事実をまげるとな歴史の再評価を避ける、

iii. 日本の過去の植民地政策や侵略行為が、アジアの開放に貢献したとか、日本における戦争責任は一部軍人や一部軍事官僚であるというような理論は、後世の人たちの歴史認識を間違った方向へ向かわせるものであり、それでは日本はいつまでたっても戦争によって生じた戦後の清算問題や歴史問題を解決できないことを悟らなければならない。

iv. 戦争被害国や非占領国のナショナリズムを伴う戦後責任問題について時間と共に鈍感になり、対外的配慮をしない一部の人間、それに国際社会において自国の置かれている立場と環境を正確に把握・理解し得ない一部の団体や人間が存在する。それらの団体や個人による無神経な言葉の表現や行動は、被害国のナショナリズムをいたずらに刺激し⁶⁰⁾、事態を悪化させ、事態の改善と収拾のために地道に努力を重ねて来ている人達の行為を全く無駄にするだけでなく、武器による衝突を引き起こし、局地戦闘へと発展する事態となる要因になる。そのような事態の進展は、お互いに何にもものをもたらし、国際社会を混乱させる結果にしかならないことを認識する。

v. 歴史問題を解決出来ない国家・国民は、やがて国際社会によって裁かれ、評価される。そして、例えば日本に対する国際社会での評価は、日本が望む一流国でも大国でもなく、厳しいものになるであろうことを認識する。

以上の普遍的な論じ方に基づく提言は、①国家の戦争による負の遺産もまた国民に与えられた遺産であり、国民自身が等しく背負わなければならないこと。②国の将来について積極的な絵を描く事と同時に過去の負の遺産にも適正に対処して行くことは、その国の全国民の責務であり、政府や議員、また国家防衛に係わる人たち、そして官僚など一部の人間だけの問題ではない、ということに基くものである。

ここで視点を変え、米国の影響について、地政学上の観点から触れることにしたい。

(5) 地政学から見た考察と第三国(大国)の影響

i. 世界のヘゲモニーの変化：米国の国際政治学者ウォルツ・ケネス教授は、1979年に著した“Theory of International Politics”⁶¹⁾において、①米国とロシアによる2極システムが30年続いて来たのは、第三国が米国・ロシアに匹敵する能力を顕出することが出来なかったためである。②軍事的には二つの超大国(2 super powers)が存在するが、経済的

には少なくとも5つの主要グループ(5 major groupings)⁶²⁾がある。③パワーは、もはや同質ではない、歴史を通して軍事的・政治的・経済的潜在能力は密接に関連していた。だが、もはやそうではなくなった。④軍事的な勢力が政治的影響力を保持しない。経済大国が軍事的弱国であることもあるし、また軍事力によって経済的弱点を覆い隠すことが出来ない。⑤国家が軍事力或いは経済力を持っていない場合にも、その国家が政治的影響力を発揮することが出来る、と述べ30年以上前に今日の国際関係の姿を描いている。

ii. 日韓米3ヶ国間の関係：この研究論文に登場する日中韓のうち、世界の五大国に数えられる中国を除く日韓2ヶ国は、第二次大戦後、五大国のトップに位置する米国との相互安全保障条約(日米安全保障条約：第五条共同防衛/米韓相互防衛条約第三条：武力攻撃に対する行動及び合衆国の了解文書)⁶³⁾により、米国の核兵器を含む強力な軍事力の下に安全保障上の安全弁を保持し、経済発展に国力を集中出来る環境にあった。日本は共産主義勢力への最前線に位置する重要な前線基地として、韓国はユーラシア大陸の一端に位置する貴重な拠点として、対米国の世界戦略上の役割を担ってきた。

iii. 米国の対外政策の変遷：1823年12月米国モンロー大統領が宣言した3原則は、①非植民地化：米国大陸は欧州大陸列強の植民地とはならない。②不干渉：米国は欧州に干渉しない。③非干渉：将来の欧州システムの西半球への拡張を米国への非友好的行為とみなす、は20世紀初頭まで米国外交基調の一つとして使用されて来たが、この米国のモンロー主義は、米国にとっての新大陸と旧大陸との間の相互非干渉を考えたものであった。しかし、このような米国の政策は、第二次大戦の頃には単なる西半球の孤立主義から脱却し自由主義諸国による共産圏の包囲外交へ発展した⁶⁴⁾。第二次大戦後の日韓は、米国を中心とする自由主義諸国による対共産主義・社会主義の前線・防衛線の重要な拠

点として、米国の世界戦略の中に組み込まれた。ここで述べたいことは、モンロー主義の変遷を観るごとく米国の国際戦略の目標は、世界の政治体制の下で政治的主導権を維持することであり、日韓はそのための米国にとっての同盟国である。

iv. 日中韓米の経済関係：輸出入貿易実績から4国の経済関係を観ると、上記表1に示される通り、日中韓米の交易状況は、金額ベースでの2011年対2004年の比較において、①中国の貿易相手国としての米国は、8年前も今も輸出入共に重要な相手である。一方、中国と日本との取引は8年前に比べ大きく増加し、特に輸入においては8年間で米国との実績を越え著しく増加する結果となった。②日本にとって米国は、引き続き主要な貿易相手である。一方中国との取引は、金額ベースで輸出入共にいずれも8年間で倍額の数字へと増加を見せ、特に輸入において米国を凌ぐ重要な関係が示されている。このように明らかに、日本にとってのもう一つの大国中国が今では重要な貿易相手となり、米国は貿易相手国としての重要性は変わらないが、相対的に貿易における地位が下がり、日本の米国との貿易実績順位は、従来の1位から2011年には中国に次ぐ2位の位置に下がった。

五大国の上位に位置する米国と中国にとって、お互いの経済的関係が深まることは自国の経済発展にとって望ましいことであるが、一方中国にとっての日本と韓国も東アジア圏における重要な経済発展のパートナーとして、今後のASEAN諸国を含むアジア諸国との経済関係の強化の推進など、経済協力関係発展の中核となる重要な隣国であることが示されている。今後その絵をどのように描いて行くのが、特に中国と日本にとっての今後の最重要課題の一つであることが、裏付けられている。同時にそれは米国にとっても経済的にも安全保障上からも最重要課題で、アジアにおける米国の戦略が着々と進められている。米国の国際政治学者ウォル

ツ・ケネス教授の述べる通り、軍事力が劣っていてもそれ以外の要素により五大国に相對する影響力を、五大国以外の国でも持つことが出来るからである。

V. まとめ

繰り返すが、竹島（独島）と尖閣（釣魚島）諸島との2ケースを解決するための決定的な決め手は、国際法上も含めて存在しない。また日本が独自に、司法、仲裁、武力などにより解決を目指すことも難しい。一方、同盟国米国のこの問題に対する姿勢・態度は、第二次大戦後の対外政策を反映して変化を見せる。その中で、ここで取り上げた2ケースに対して米国が一貫して変わっていないことは、①当事者同志の話し合いによる解決を望み、②これら2つのケースから一歩引いている姿勢にある。③そして地政学的見地から、同盟国日本・韓国に加え、五大国の一つに位置する中国を戦略的友好国として位置づけ、その外交政策を早くからすでに着実に、そして深く静かに実施して来ていることである。

これまで日本は、同盟国である遠き友人の対外政策の流れに沿って、日米同盟を基に国際社会秩序の維持に貢献して来た。世界のヘゲモニーが変わりつつある中で、これからは先ず日本自らの地政学上の立場を強く認識し、遠くの友人を大切にしながら、隣国との関係を深化させて行くことが必要な国際情勢になったことを、地政学上の観点からあらためて強く意識し、行動をしなければならない時期に来た。それは、いかに情報システムや交通の発達などにより世界に多様性が行き渡り、安全保障・食糧事情・資源問題・経済問題などについて多国間ベースでの関係が深まって来ていると言え、日本の地理的な位置・条件はこれからも変わることはない。日本は日本であり、アジア大陸の東端に位置する四囲を海に囲まれた島国国家である。冒頭の「I. はじめに」にても述べた通り、日本の全輸出入貨物の運搬において、その殆ど

99%以上の貨物量が、これからも海上交通に依存して行かなければならない、という宿命的なポジションにある。近隣の国々との良好な関係は、資源不足問題解消の有効な手段であることに加えて、島国の日本が発展し国際社会に貢献し続けるためには、太平洋経済圏に属する遠き友好諸国に加え、近隣諸国との密接な関係が先ず不可欠であることが、経済的分野からまた安全保障上の観点からも明らかである。

東アジアの2ケースに係わる当事国日本が先ず為さねばならないことは、①事の大小や軽重を問わず、当事国間にいまだに実存する問題や誤解などに対し、法的に解決済として避けることなく丁寧に相対すると共に、②紛争当事国間の緊張関係の緩和に傾注して、問題解決の糸口を見つけるための話し合いに直ぐにでも入ることである。日中韓には、すでに取り交わした条約(1965年の日韓請求権協定第三条紛争の解決/1952年の日中共同宣言)⁶⁵⁾も存在し、当事国同志の話し合いを始めるための法的根拠を持つ。③そして紛争解決を“外交的交渉による話し合いにする”のか、あるいは“第三者の仲裁・裁定を受ける”のか、について当事国同志で検討に入り話し合いを進めること、それから始めなければならない。繰り返すが、先ずしなければならないことは、公式または非公式を問わず話し合いのテーブルに着く事である。話し合いが進めば、領有権問題は棚上げにして係争地の開発を関係国が共同で開発・管理し、開発された海洋資源や観光資源を有効に分け合うことなどの議題もテーブルに載せることが可能になるのではないか。領土が誰に属するかという問題は、時間をかければ解決して行くので将来の決着に任せ、上記のような手法による協力を先行して行くことを視野に入らずにでも進まない限り、すべての当事国の多大な経済的損失を意味する貴重な時間の浪費が進行する。そのような状況は、第三国にとって有利な環境となるだけであって、当事国にとっては直接膨大な損失につながる。

“遠くの親戚より近くの隣人との関係”という古えより伝承されて来た社会生活を生き抜くための知恵が、国際社会での知恵でもある。この東アジアの2つの領土領有権紛争における日本の隣人たちは、領有権を強硬に主張し、自国が少しでも有利な立場になるための手立てを計り進める一方、話し合いによる解決を望みそのシグナル・サインを折に触れて日本へ送って来ている。国際社会における遠くの親戚・友人との協調や共同戦略を最優先し、近くの隣人より送られつつあるシグナルやきっかけを無視し続けることは、思慮のある国家の将来にとって有利な戦略であるとは思えず、遠くの友人達と共に近隣のアジア諸国の双方を、どちらも満足させるための戦略的平和外交が求められている。

以上のことを強調する理由が上記表1にあり、東アジア3国日中韓の貿易量で示されるトータルの経済力が、欧州、南北アメリカなどの大陸と拮抗する勢力として存在しており、日中韓3国はアジア経済圏の、ひいては世界経済の牽引力として位置づけられる立場にあるからである。

最後に、日本がこれまで果たせなかった課題は、国際関係における“横の関係”の重視と構築である⁶⁶⁾。日米関係、日EU関係、日ロ関係、日中関係、日韓関係、日タイ関係、日ミャンマー関係、日比関係、日印関係など多くの二国間の関係(縦の関係)は、それぞれ極めて重要である。しかし、さらにもっともっと重要性が叫ばれて良いのは、横の関係である。特に、地域に根ざした①日中韓FTA、②東アジア経済圏③ASEAN10 + iv、④メコン流域経済圏、などを通しての身近な近隣諸国との“横の関係”の構築が、日本にとっての最も重要な課題である。政治・経済だけでなく、文化・社会を含めた関係強化・結びつきが必要とされるこの“横の関係”を広げ、緩やかな輪を描き、日本がその一環として貢献するという意識を持ってアジアの諸国との新しい関係を、いまだに実存する大戦を通して生じたいろいろな問題を乗り越えて構

築して行かなければならない、と強く感じることを述べ、この研究ノートを終わりとする。

以上

注

- 1) Scott G. Borgerson, "The National Interest and the Law of the Sea" Council on Foreign Relation Washington D. C. (2009) pp. vii, 14
- 2) 日本を中心とする輸出入貨物の海運への依存度は高い。トン数ベースで1985年輸出99.5%/輸入99.9%に対し2010年実績輸出99%, 輸入99.7%と輸出入共に常に99%以上を海上輸送に依存する。海上輸送は不可欠な輸送手段であることが示される。日本船主協会「わが国貿易に占める海上貿易の割合」『世界海運と日本海運の輸送活動』p. 2
- 3) Douglas Guilfoyle "Shipping Interdiction and the Law of the Sea" Cambridge University Press, N. Y. (2009) p. 3
- 4) 安全保障理事会は安全確保のため国内/国境管理・効果的な防護措置(輸出, 通過, 積換え, 再輸出, 資金供与及び拡散に貢献する輸送等)を管理する法令を採用し、執行することを義務付けている。安全保障理事会決議1172&1540(2004年)
- 5) 『国際条約集2012年版』(有斐閣) p. 833 日米協定に、尖閣諸島と竹島を特定した文言はない 沖縄返還協定一条2項
- 6) 太壽堂鼎「領土帰属の国際法」『現代国際法叢書』(東信堂1998年) p. 189
- 7) 同上 pp. 200-202
- 8) “魚釣島問題について”の中国駐日大使館報道官定例記者会見2011年9月5日, 3月9日, 2012年2月24日, 7月2・30日, 5月8日 at <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/mtfw/sgfyr/t961687.htm>
- 9) “グリーンウイッチ東経190度乃至120度及北緯23度乃至24度の間にある諸島嶼”の清国から日本への割与を定める。日清講和条約(下関条約)第二条(台湾の割譲)二項。前掲書注5 p. 842
- 10) 金子利喜男『世界の領土・境界紛争と国際裁判 第2版』(明石書店2011年4月10日) pp. 97-98
- 11) 尖閣諸島の領有権についての基本見解 外務省サイト at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>
- 12) 前掲書注6 p. 203
- 13) 注5 p. 819 領土の放棄 桑港平和条約第二条b項
- 14) 前掲書注6 p. 203
- 15) 台北駐日経済文化代表処外交部の釣魚台列島に関するプレスリリース。2012.6.27., 2012.7.6., 2012.8.6/17/20/21/22/27の声明 at <http://www.roc-taiwan.org/Jp/ct.asp?xItem=302731&ctNode=11514&mp=202>
- 16) 山本草二『国際法 新版』(有斐閣 1998年4月) pp. 195-197
- 17) 注5 p. 836 日本の主権は本州・北海道・九州及び四国と連合国が決定する諸小島に局限される第8項
- 18) 注9を参照
- 19) 注5 p. 829 第二項及び第三項
- 20) 法律用語辞典 内閣法制局法令用語研究会(有斐閣98年6月) p. 1348 李承晩ラインは、その範囲内での水産や鉱物資源の保護と利用のためとして1952年1月韓国大統領李承晩により宣言された。1965年の日本と韓国との間の漁業に関する協定の締結により、存在価値を失った。
- 21) 前掲書注6 p. 128
- 22) 同上 p. 132
- 23) 前掲書注10 pp. 107-108
- 24) 注5 p. 836
- 25) 同上 p. 836
- 26) マッカーサーラインその他のいかなる区域に関しても国家統治権, 国境統治権, 国境線または漁業権についての最終決定に関する連合国の政策表明ではない, と明記される。このマッカーサーラインは、1952年4月25日に廃止が決定、その3日後の対日平和条約の発効により行政権停止指令など必然的に効力を失った。アジア General Headquarters Supreme Commander for the Allied Government SCAPIN 1066 APO 22 June 1946 signed by John B. Cooley, Colonel AGD, Adjutant General at file:///C:/Users/Owner/Desktop/外務省%205:第3項
- 27) 前掲書注6 p. 148
- 28) 前掲書注6 pp. 130-138
- 29) 連合国は、占領下の日本に政治上又は行政上の権力の行使を停止すべき地域、また漁業と捕鯨を行ってはならない地域を指令し、この中に竹島を含めた。しかし、これらの連合国による規定には、いずれもこれは領土帰属の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈してはならない旨が明記された。連合軍司令部覚書 SCAPIN 第677号及び1033号 at www.mofa.go.jp
- 30) 竹島の領有権に関する我が国の一貫した立場 首相官邸 at file:///C:/Users/Owner/desktop/%20%20首相官邸, 竹島問題国際司法裁判所への提訴の提案 外務省 at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>
- 31) 前掲書注6 p. 128, 前掲書注10 pp. 109-

- 110
- 32) 前掲書 注10 p. 110
- 33) 池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会 2012年12月20日)
- 34) 前掲書 注16 p. 266
- 35) 同上 pp. 279-281
- 36) 同上 pp. 281-282
- 37) 同上 pp. 280-281
- 38) 前掲書 注20 p. 1228
- 39) 前掲書 注16 pp. 280-281
- 40) 横田喜三郎「国際法Ⅱ(新版)」『法律学全集』pp. 97-100, 前掲書 注16 pp. 284-287. 前掲書 注6 pp. 40, 75-76, 田畑茂治郎「近代国際法の成立と成立過程」『国際法Ⅰ新版 法律学全集 55』(有斐閣平成6年) pp. 19-20
- 41) 民法239条第2項
- 42) ある権利を他人の権利に基づかず独立に取得する. 時効取得・無主物先占・遺失物取得など他人の権利に基き権利を取得する継承取得と異なる権利でその権利に制限・負担がついてもそれらを継承しない. 前掲書 注20 p. 370
- 43) 前掲書 注40 pp. 104-106
- 44) 同上 p. 106
- 45) ① Passamaquoddy 湾に続く水路(カナダ/米国間の国境)の中の諸島の領有権に関する1817年の英国/米国の仲裁裁判で, 判定は“これらの島への英国国民の定住に対して, 米国が一つの島に23年以上, 他の島も30年以上も黙って傍観していたということは, 米国が今日これらの島を要求する権利を持たないという主張を正当化するものである.” ② アラスカの国境紛争に関する1903年の米国/英国の仲介裁判事件(19世紀から20世紀初頭にかけての米国/カナダ間の境界論争: 地方レベルで米国側は当時のアラスカ地区, カナダ側はブリティッシュ・コロンビア州とユーコン準州)で, 米国が時効による取得を主張. 結果は, 最終的に合意された境界線は米国の主張する最大線からはかなり小さくなった. 米国の最大線と英国/カナダの最大線の間で妥協したケース. 同上 pp. 106-107 注釈(二)
- 46) 前掲書 注16 pp. 288-290
- 47) United Nations Report of International Arbitral Awards Volume II Island of Palmas case (Netherlands/USA) April 4, 1928 pp. 862-871 at untreaty.un.org/cod/naa/cases//volII/829-871.pdf, 前掲書 注16 pp. 280, 282, 286, 288, 290, 293, 633, 前掲書 注10 pp. 227-228
- 48) International Court of Justice, Report of Judgment, Advisory Opinion and Orders “The Minquiers and Ecrehos Case” (French/United Kingdom) Judgment of November 17th, 1953 at www.icj-cij.org/docket/files/17/2023.pdf,
- 前掲書 注10 pp. 253-254, 前掲書 注16 pp. 281-282, 287, 西村健一郎・西村正弘・初宿正典『判例法学第3版』(有斐閣ブックス1997年7月) pp. 263-264
- 49) International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS) YEAR 2012 List of cases No. 14 “JUDGEMENT: DISPUTE CONCERNING DELIMITATION OF THE MARITIME BOUNDARY BETWEEN BANGLADESH AND MYANMAR IN THE BAY OF BENGAL” 14 March 2012 pp. 9-10, 13-15, 147 at www.itlos.org/./cases_no.../1-C16_judgment_14_02_20, (財)日本水路協会「水路分野の国際的動向に関する調査研究調査資料148 ベンガル湾の論争: インド及びミャンマーに対するバングラデシュの海洋境界の協定をめぐる問題」『国際海洋法裁判所が動き出す前に過去の吟味: 審議結果から表れて来る原理や傾向』(日本財団平成22年度助成事業) pp. 72-73
- 50) 前掲書 注5 国際海洋法裁判所規則 仲裁海洋法に関する国際連合条約付属書 vii pp. 220-223
- 51) 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国と国との間の領海の境界確定の目的での協定. 第12条前掲書 注5 p. 224
- 52) 伊藤庄一『ブーチン時代の中露一口ロシア東部地域をめぐる2国間関係を中心に』北海道大学スラブ研究センター at <http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/coe21/publish/no2/ito.pdf> 2013/01/25, 岩下明裕『中ロ国境秘話』北大スラブ研究センター at <http://www.hokudai.ac.jp/bureau/populi/edition2/churo.html> 2013/03/15
- 53) 中国の日本に対する戦争賠償の放棄 第五項 前掲書 注5 pp. 829-830
- 54) 財産・請求権の問題の解決により国家間と国民の間の請求権の解決 第2条 同上 pp. 827-828
- 55) 財産に関する規定 第三条(a)項 同上 p. 819
- 56) 泰郁彦・佐瀬昌盛・常石敬一監修「戦後補償—日本の場合」『世界戦争犯罪事典』(文芸春秋社2002年8月第1刷) pp. 693-694
- 57) 同上 pp. 106-112, 694-695, アジアに対する戦後責任を考える会『戦後責任』第0号1983年10月 第1号1984年4月 運営委員 大沼保明(代表) 幼方直吉 梶村秀樹 田中宏 中村尚司 高木健一 内海愛子 有吉克彦, 大沼保明「日本の戦後責任として見たサハリン残留韓国人問題」『国際シンポジウム: サハリン残留韓国人の帰還問題を考える』1984年8月12日13日主催: アジアに対する戦後責任を考える会
- 58) 戦後補償日本の場合 前掲書 注56 pp. 89-92,

- 93-102, 102-106, 694-695
- 59) 同上 戦後補償—ドイツの場合 pp. 695-703
- 60) 玄大松『領土ナショナリズムの誕生 独島/竹島問題の政治学』(ミネルヴァ書房 2008年2月) pp. 14-18
- 61) Kenneth N. Waltz 教授, "Theory of International Politics", Waveland Press, Inc. IL (1979) pp. 130, 131, 162
- 62) 五大国の順位付けの要素は、人口と領土の大きさ・資源の豊富さ・経済力・軍事力(核兵器を含む)・政治的安定と能力を基に、科学技術力や国内情勢・社会情勢の安定度などについて米国、ロシア、中国、インド、そして外交・通貨・運輸・入管等の分野について、統一した通貨・外交・通商政策を持ち国家並みの統合体へ進む EUを入れて、五大国とした。順位付け資料・出典は、①軍事費：Stockholm International Peace Research Institute 2008, ②軍事力人数：社会実情データ図録の世界各国の軍事力(SIPRI: Internal Institute for Strategic Studies & Military balance) ③人口：Japan 2009 & 2008 An International Comparison, Keidanren Keizai Koho Center ④GDP: EU GDP 額面は EU 駐日欧州委員会代表部 2006年基礎データ at http://www.deljp.ec.europa.eu/relation//showpage_jp_relations.figures.php から。EU 以外の其他国家の GDP 購買力平価 (ppp: purchasing power policy) は、世界銀行 GDP2009年統計データより引用した at http://siteresources.worldbank.org/DATASTATISTICS/Resources/GDP_PPP.pdf ⑤科学技術：独立行政法人科学技術振興機構 イノベーション推進本部産学連携展開部「知的財産(国際統計)」『産学官連携データブック 2011-2012』平成 24年 3月発行 pp. 13-17 at Sangakukan.jp/top96 より引用した。
- 63) 前掲書 注 5, 日米安全保障条約第五条 p. 660, 米韓防衛条約第三条及び合衆国了解文書 p. 676
- 64) 曾村保信『地政学入門 外交戦略の政治学』(中央新書 昭和 59年 4月 再版) pp. 170, 184-186
- 65) 前掲書 注 5, 紛争の解決 日韓請求権協定第三条 p. 828, すべての紛争の平和的手段による解決 “日中共同宣言第六項”
- 66) 青木保「アジアと日本—欠ける“ヨコの関係”」『2020年からの警鐘② 怠慢な日本人』(日本経済新聞社 1997年 9月) pp. 273-275
- 本経済新聞社 1997年 9月)
- 奥脇直也・小寺彰編集代表『国際条約集 2012年版』(有斐閣 2012年 3月)
- 金子利喜男「世界の領土・境界紛争と国際裁判」(明石書店 2011年 4月第2版第2刷)
- 川田侃・大島日英樹編『国際政治経済時典』(東京書籍 1997年 9月)
- 玄大松「領土ナショナリズムの誕生」『国際政治・日本外交叢書③』(ミネルヴァ書房 2008年 2月)
- 曾村保信「地政学入門 外交戦略の政治学」『中公新書 721』(中央公論社 昭和 59年 4月再版)
- 太壽堂鼎『領土帰属の国際法』(東信堂 1998年 8年初版第1刷)
- 田畑茂二郎「近代国際法市立過程」『国際法 I 新版 法律学全集 55』(有斐閣 平成 6年 9月)
- 内藤正中「竹島=独島問題入門」『日本外務省 “竹島” 批判』(新幹社 2012年 10月)
- 日本水路協会「ベンガル湾の論争：インド及びミャンマーに対するバングラデシュの海洋境界の協定をめぐる問題」『水路分野の国際的動向に関する調査研究 調査資料 148：国際海洋法裁判所が動き出す前に過去の吟味：審議結果から表れて来る原理や傾向』(日本財団 平成 22年度助成事業)
- 秦郁彦・佐瀬昌盛・常石敬一監修『世界戦争犯罪事典』(文芸春秋社 2002年 8月第1版)
- 山本草二『国際法 新版』(有斐閣 1998年 4月新版第10刷)
- 横田喜三郎「国際法 II 新版」『法律学全集 56』(有斐閣 平成 6年 9月)
- Douglas Guilfoyle, *Shipping Interdiction and the Law of the Sea*, Cambridge Studies International & Comparative Law, Cambridge University Press, 2009
- International Court of Justice, Report of Judgment, Advisory Opinion and Orders “The Minquiers and Ecrehos Case” (French/United Kingdom) Judgment of November 17th, 1953 at www.icj-cij.org/docket/files/17/2023.pdf
- International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS), YEAR 2012 List of cases No. 14 “Judgement: Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal” 14 March 2012 at www.itlos.org/.../cases_no.../1-C16_judgment_14_02_20
- Kenneth N. Waltz, “Theory of International Politics”, Waveland Press Inc IL. (1979)
- Scott G. Borgerson, “International Interest and

参考文献

青木保「アジアと日本—欠ける“ヨコの関係”」『2020年からの警鐘② 怠慢な日本人』(日

the Law of the Sea” Council on Foreign Relations, 2009

United Nations, Report of International Arbitral Awards Volume II “Island of Palmas case” (Netherlands USA) April 4, 1928 at

untreaty.un.org/cod/naa/cases//vo.ii/829-871.pdf

[いしぐろ ゆきお 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程修了]